



こんにちは！ 日本共産党の

# 大名みえ子です

ご相談はお気軽にお寄せください

2008年10月31日 107

〒319-1112

東海村村松2401-2

oona\_toukai@yahoo.co.jp

電話・ファックス 029-284-0761

## 事故米 「極力主食用に」

農水省が通知していた 売却方法も定める

紙 智子参院議員入手

(10月25日・29日しんぶん赤旗より)

残留農薬やカビなどが混入した(輸入)汚染米転売問題で、農水省が「事故米穀」(汚染米)を「主食用」として売却することを容認していたことが24日までにわかりました。同省が日本共産党の紙智子参院議員に提出した総合食料局長通知「物品(事業用)の事故処理要領」に明記されていたものです。三笠フーズなどによる汚染米の食用転売は、同省の方針にそったものだった疑惑が浮上しました。



(写真)「事故米穀」を主食用売却することを容認していた農水省の局長通知

### 日本共産党の紙智子参院議員の話

「事故米穀を主食用として」という記述が「誤記」などというのはまったく疑問です。過去の食糧庁当時から、同じ文言が使われており、そのまま該当の文言が、今日に写しとられてきたものだからです。その場しのぎで、同省がうそを重ねることはますます国民の不信を招くことになると思います。



その一方で、「事故米穀を主食用として卸売業者に売却する場合」の処理方法を詳しく定め、食用売却を容認していました。

同局長通知は2007年3月30日付。政府保管の国産米と輸入米(ミニマムアクセス米)などの「事故品については、極力主食用に充当する」と明記。残留農薬やカビなどで汚染され、「主食用に充当できないもので分任物品管理官(地方農政事務所長ら)が主食用不適と認定した米穀(事故米穀)」については、「品質の程度を勘案上、用途決定」としてしています。「病変米のため主食用不適認定された米穀」は「非食用に処理する」としたうえで、工業用のり用途などに売却すると記載しています。

同省消費流通課は、「事故米穀」まで主食用として売却することについて、「極力主食用に充当することになっているから」と説明。04年以降、事故米穀を含む「事故品」を食用として661トン売却した」としています。

**農水省が総合食料局長通知で事故米の食用売却を推奨していた問題** = 本紙25日付1面既報 = をめぐり、同省が根拠となった「事故処理要領」の「一部改正」措置をとったことが、28日わかりました。「事故品」は「極力主食用に」の記述は変えていません。

「物品(事業用)の事故処理要領の一部改正について」と題する総合食料局長名文書(27日付)によると、同要領について「事故米穀の不正流通問題を受け、全面的改正作業を行っているところであるが、明らかな誤記があることから、取り急ぎ、一部改正することとした」としています。

「要領」では国産米、輸入米など政府保有の「事故品」は「極力主食用に充当する」としたうえで、主食用不適として認定した「事故米穀」までも、主食用として卸売業者に売却する手順も盛り込まれていました。

農水省が今回、「誤記」としたのは、「事故米穀を主食用として売却する場合」と「事故米穀を原料とする生産精米」の二カ所の「事故米穀」を「事故品」に言い換えるという内容。

農水省が業者と結ぶ輸入米穀買入委託契約書では「事故品」は食品衛生法違反を含むものとしており、事故米の食用売却推奨の実態は変わっていません。